

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 201

2022. 11・12

主な内容

- ◆ 令和5年度税制改正に関する提言
- ◆ 税務署からのお知らせ

少子高齢化、人口減少、1,000兆円の国債。 将来世代に先送りせず、財政の健全化を！

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月22日開催の理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も“ウィズコロナ”と呼ばれる共生の段階に入ったとされます。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多くあります。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱いことから、我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策を求めています。また、我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破しました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。その他、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等も求めています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。

令和5年度税制改正に関する提言（概要）

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可

能な限り抑制するしか方法はない。また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要であり、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制

度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。等

III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧だけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

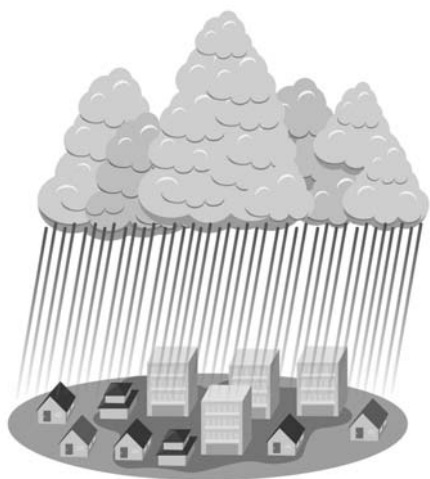
線状降水帯予測を 企業防衛の一助に

日刊工業新聞社 岡田 直樹

気象庁は2022年6月1日、線状降水帯予測を半日前などに発表する取り組みを始めた。予測の精度向上や対象地域の細分化が進めば、企業は災害レジリエンスの強化に役立てられそうだ。タイムライン（防災行動計画）やBCP（事業継続計画）の実効性を高める一助にしたい。

線状降水帯は長時間にわたり局所的に猛烈な雨が続き、河川氾濫や土砂崩れなど人命に関わる被害をもたらす。発生過程は海から暖かく湿った空気が陸上に流入、積乱雲が次々と発生し、帯のように連なって狭い地域に流れ込むことで起きる。背景には温暖化による大気中の水蒸気量の増加がある。

記憶に新しいのは熊本県を中心に発生した令和2年7月豪雨で、線状降水帯による代表的な災害といえる。未明に雨脚が急激に強まり、熊本県内だけで球磨川流域を中心に60人を超す犠牲者を出した。半日前に線状降水帯の発表ができていれば、早めの避難により被害を少なくできたかもしれない。



線状降水帯ができるのは、上昇気流により積乱雲が発生しやすい山沿いや山間地などに限らない。「台風の外側の雲がかかり続けると平野部でも発生することがある」。気象予報士で危機管理情報を提供するレスキューナウ（東京都品川区）の吉澤健司氏は、都市部での水害の危険性を指摘する。

台風や集中豪雨では、発災が想定される時刻に向けて時系列で「いつ」「誰が」「何をするか」を決めて実行するタイムラインが有効になる。大雨警報や土砂災害警戒情報は半日前などに発表するのが難しく、夜中に出されても避難が間に合わない恐れもある。線状降水帯予測を半日前に発表することにより、早期に警戒レベルを1段階引き上げ、タイムラインを前倒して実施するといった備えを強化できる。

企業は、止水板などの浸水防止用設備で建屋の入り口をふさぐ、従業員を安全な時間帯に帰宅させる、在宅勤務に切り替える、製品や部品を階上に移動するなどの事前行動の判断材料になろう。

企業防災に活用するには多くの課題を克服する必要がある。気象庁によると、現在はスーパーコンピューターを駆使しても的中率は約25%で、しかも「九州北部」など全国を11地域に分けた広域予測の発表にとどまる。計画では2024年に都道府県単位、2029年には市町村単位で発表できるようにする。また発表時刻は今のところ発生の日前から6時間前だが、2023年には30分前も可能になる見込み。

予測が外れる「空振り」や発生を予測できない「見逃し」をどこまで減らせるかがカギになる。今年8月3日から山形県内などで発生した豪雨災害では「線状降水帯は発生していたが、精度に問題があり発表できなかった」（山形気象台）。気象庁は地域気象観測システム（アメダス）観測所の半分程度に湿度計を配備し、水蒸気の分布を正確に把握できるようにする計画だが、

前倒しで進めてもらいたい。

一方、企業は自社が安全でもサプライチェーンでつながる取引先が発生予測地域に含まれる場合は、緊密に連携を取り合って対策を講じておきたい。山形県のケースは発表に至らなくても豪雨になる危険性が極めて高いことの証左といえる。発表の有無に関わらず、対策に万全を期してほしい。

【筆者紹介】 岡田 直樹（おかだ・なおき）

1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。

一富士二鷹… どうして三は茄子なの？

フリーランスライター 藤木 順平

初夢はいつ見るものなのか。正月の1日から2日にかけて見る夢が、正しい初夢なのだそう。大晦日の晩は、年神様を迎えるため、原則、寝てはいけないことになっている。元日は眠い目をしょぼつかせながら、おとそを飲み、お節料理を食べることになる。つらいな一、儀式は…。まあ、初夢は置いといて、年初めからなにも無理をすることはないですぞ！

「一富士二鷹三茄子」はよく知られた初夢の縁起物。これらは徳川家康が好んだものを並べたということだが、違う説もある。「日本三大仇討ち説」である。

いわく、「一番目の富士」とは、源頼朝が行った富士の巻狩り（1193年）の際の曾我兄弟による親の仇討ち。「二番目の鷹」は、赤穂浪士の吉良邸討ち入り（1703年）。主君・浅野家の家紋が鷹の羽である。

そして、「三番目」は荒木又右衛門の伊賀上野



での伊賀越の仇討ち（1634年）。どうしてこれが「茄子」だって？ ごもっともな疑問だ。

講談などでは「一に富士、二に鷹の羽のぶっ違い、三に名を成す伊賀の仇討ち」とくる。「名を成す」が「名を茄子」になる。どうだ、このこじつけ具合は？ 三大仇討ち説に日本史のロマンを感じる…ってか。

【筆者紹介】 藤木 順平（ふじき・じゅんぺい）

フリーランスライター。日本笑い学会会員。

令和4年分 年末調整についてのお知らせ

～「年末調整のしかた」等の各種情報は国税庁ホームページをご覧ください～

年末調整等に関するパンフレットに代えたリーフレットの送付について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和4年分の年末調整より、次のパンフレット

- ・ 年末調整のしかた
- ・ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引
- ・ 源泉徴収税額表

に代えて、国税庁ホームページや年末調整手続の概要を案内した当リーフレット「令和4年分 年末調整についてのお知らせ」を送付いたします。

これらのパンフレットは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載していますので、そちらをご確認ください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※ 令和5年分の「源泉徴収税額表」の税額については、令和4年分から変更はありません。

「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください

国税庁ホームページに、「年末調整がよくわかるページ」を開設し、年末調整に関する様々な情報を提供しています。

このページの①「源泉徴収義務者（給与の支払者）の方へ」には、②「年末調整のしかた・源泉徴収票の作成と提出」に年末調整の手順・源泉徴収票等の作成等を解説した動画やパンフレット、③「各種様式・記載例」に「扶養控除等申告書」など年末調整時に必要な各種申告書、源泉徴収簿及び源泉徴収票等の様式、④「各種リーフレット等」に従業員の方向けの説明用リーフレットなど年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

また、⑤「給与所得者（従業員）の方へ」には、各種申告書の記載例など従業員の方が扶養控除等申告書などを記載する際に役立つ情報を掲載しています。

年末調整がよくわかる



年末調整がよくわかるページ（令和4年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

- 令和4年分の年末調整は昨年（令和3年分）と同じ手順となります。
- 例年、源泉徴収義務者の方向けに送付していましたが「年末調整のしかた」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」及び「源泉徴収税額表」のパンフレット等に代えて、リーフレットを送付しています。
- 源泉徴収簿を用いた年末調整の計算は、「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただく大変便利です。
- ダウンロードはこちら
- 税務署主催の年末調整説明会については、実施しておりません。



源泉徴収義務者（給与の支払者）の方へ（令和4年分）

※ 年末調整の税額計算等を簡単にを行うことができる「年末調整計算シート」（Excel）はこちらからダウンロードできます。



- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、**令和5年1月10日（火）**（納期の特例の承認を受けている場合は、**令和5年1月20日（金）**）です。
- ◎ 給与所得者の源泉徴収票などの法定調書の提出期限は、**令和5年1月31日（火）**です。

令和
5年

公益社団法人 日野法人会 新春講演会・賀詞交歓会

経済ジャーナリスト

須田慎一郎

講演会

2023年どうなる日本！
今後の経済を読む

とき 1月6日(金) 開演 15時30分

ところ 京王プラザホテル多摩 京王・小田急多摩センター駅前

第1部 新春講演会 15時30分～17時

第2部 新年賀詞交歓会 17時10分～19時

懇親会費 正会員 5 千円、賛助会員(個人事業者等) 7 千円 (当日受付にて)

※同封の案内状にて事前のお申込みをお願いいたします。

令和5年度税制改正に関する提言 地元選出の衆議院議員、3市の市長、議長あてに要望書提出

法人会の令和5年度の税制改正に関する提言（2～3ページ参照）は、全国の会員企業からの要望意見、税制改正アンケートなどをもとに全国法人会総連合の税制委員会で取りまとめられ、理事会で決議されたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」などからなっています。全法連では全国約75万社会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党及び国会議員などに対して実現を求めて、全国的に要望活動を行っています。

日野法人会では、10月から11月にかけて地元選出の自民党衆議院議員、3市の市長、市議会議長宛に要望書を提出いたしました。

〈要望書提出先〉

小田原潔衆議院議員（東京21区）、伊藤達也衆議院議員（東京22区）、小倉将信衆議院議員（東京23区）、大坪冬彦日野市長、阿部裕行多摩市長、高橋勝浩稲城市長、古賀壮志日野市議会議長、飯島文彦多摩市議会議長、渡辺力稲城市議会議長



小田原潔衆議院議員へ 11月7日



古賀壮志日野市議会議長へ 11月7日

「税を考える週間」協賛事業 3年ぶりに「Iのまちいなぎ市民まつり」へ出展

稲城地区では、「税を考える週間」に協賛し、3年ぶりに「Iのまちいなぎ市民まつり」へ出展、税金クイズに挑戦した市民の方々に花鉢（540鉢）やメモ帳等を贈呈、テント内では東京税理士会日野支部の協力をいただき、税のなんでも相談コーナーも開設、市民の相談にやさしく対応していただきました。



多くの市民の方々が特設テントに



クイズに挑戦した市民の方々



小学生達もこども税金クイズに挑戦



市民の相談にやさしく対応
東京税理士会日野支部会員

第12回 税に関する絵はがきコンクール選考会

女性部会では、管内の小学1年生から6年生までを対象に実施した「第12回税に関する絵はがきコンクール」の応募作品の選考会が、11月1日多摩市関戸一宮コミュニティセンター（つむぎ館）を会場に開催されました。

今年は43校から325点の応募があり、岩田会長、小山副会長（女性部会担当）出席のもとで、入選作品を選考しました。

なお、全応募作品は地区別に明年2月から3月にかけて、イオンモール多摩平の森、市役所、図書館等に掲示の予定です。



絵はがきコンクール選考会

源泉部会でテーマ別研修会 源泉所得税の事例研究／社会保険・労働保険の基礎講座

源泉部会では、10月19日多摩市関戸一宮コミュニティセンター（つむぎ館）を会場に、テーマ別研修会が開催されました。

第1部の源泉所得税の事例研究では、日野税務署の小野田上席から給与所得の収入すべき時期、非課税とされる給与、経済的利益（現物給与）の取り扱いなど具体的な事例をもとに解説いただきました。

第2部では社会保険・労働保険の基礎知識をテーマに、特定社会保険労務士の菅沼真奈美氏を講師に、社会保険・労働保険のしくみや諸手続き、給付内容など「これだけは知っておかなければならないこと」を中心に解説いただきました。

次回のテーマ別研修会は明年3月22日に予定。



熱心に講師の説明に聞き入る参加者



社会保険・労働保険の違いやしくみ等やさしく解説

第22回 会員交流チャリティーゴルフ大会

研修厚生委員会担当による第22回会員交流チャリティーゴルフ大会が、10月3日桜ヶ丘カントリークラブにおいて、82名の参加で開催されました。

昨年同様に表彰式、パーティーは行わず、優勝をはじめ入賞者には後日、賞品を郵送させていただきました。参加者から寄せられたチャリティー金93,000円は、管内3市の社会福祉協議会へ均等に贈呈しました。



晴天に恵まれて
和やかな雰囲気でのプレーが



優勝した迫田勝芳氏
（有）南野ゴルフ

ふれあいコーナー

掲載無料

企業PR、新商品の紹介等にご利用下さい。
掲載ご希望の方は事務局まで。

MRIによる脳ドック CTによる肺がん検査は



医療法人社団
英世会

英世会クリニック

日野市万願寺 1-19-7 TEL 042-589-2231

いかがですか？

フィリップス社製 インジニアエリシオン3.0 テスラ

**高性能3テスラ
MRIを新規導入！**



通常の健康診断に追加して、さらに精密なMRI・CTによる画像診断検査をしてみませんか？
脳疾患や、肺がんの早期発見に、当院の高性能・高画質な画像診断を有効活用ください。

MRIによる脳ドック、CTによる胸部検査、CTによる胸部・腹部・骨盤検査
法人会価格もごございます！詳細はこちらのQRコードからどうぞ！



〈日野地区 第13支部所属〉

めっき

- ニッケル
- 亜鉛（三価ユニクロ・三価クロメート・六価クロメート）
- すず

◇小ロット、多品種、納期等ご相談ください!!

有限会社 池田研磨工業所

〒206-0041 多摩市愛宕4-7-10

TEL 042-375-8928 FAX 042-375-8948

〈多摩地区 第5支部所属〉

創業58年 地元密着型の建材販売

業務内容

小型生コン、建材、セメント、砂利、などの資材販売などプロの方から一般のご家庭のご要望まで柔軟に対応させていただき、お取引させていただいています。
工事に必要な資材の購入など、お気軽にご相談ください。

—— お問い合わせ・お見積り・ご相談は ——



有限会社 進藤建材店

〒206-0802 稲城市東長沼1714-1

TEL 042-377-7505 FAX 042-378-4936

〈稲城地区 第2支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

11月18日(金) 14:00	決算法人説明会/消費税インボイス制度説明会	日野税務署 3階会議室
19日(土) 15:00	日野優良法人会「税を考える週間」協賛公開講演会	イオンモール多摩平の森ホール
22日(火) 8:00	多摩地区日帰りバス見学研修会	都内
23日(水) 11:40	租税教室を兼ねた日野市少年サッカー大会開会式	北川原グラウンド
24日(木)・25(金)	全国青年の集い「沖縄大会」	沖縄アリーナ
25日(金) 14:30	女性部会多摩地区税務研修会	つむぎ館第2会議室
29日(火) 15:00	女性部会日野地区税務研修会	多摩カルチャーセンター高幡不動教室
12月 2 日(金) 9:30	生活習慣病健診(約2時間と短時間で受診)	日野市南平体育館
5 日(月) 9:30	生活習慣病健診(約2時間と短時間で受診)	パルテノン多摩
8 日(木) 14:00	東法連局管内調査部所管法人セミナー	ベルサール飯田橋
15日(木) 14:00	新設法人説明会/消費税インボイス制度説明会	日野税務署 3階会議室
16日(金) 14:00	決算法人説明会/消費税インボイス制度説明会	日野税務署 3階会議室
24日(土) 10:40	租税教室を兼ねた日野市少年サッカー大会表彰式/閉会式	北川原グラウンド

2023年

- 1 月 6 日(金) 15:30 新春講演会・新年賀詞交歓会 京王プラザホテル多摩
- ※ 上記新設・決算法人説明会のテキストご希望の方は郵送致します。法人会事務局までお知らせ下さい。
- ※ 今後の予定は日野法人会のホームページをご参照ください。(https://www.tohoren.or.jp/hino)
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、中止となる場合がございます。

新入会員のご紹介

2022年 4 月～

法 人 名	住 所	電 話	業 種 名	所属支部
居 酒 屋 誠	日野市日野本町 2 丁目 20-7	090-4958-8785	飲食業	日野地区第 1 支部所属 (賛助会員)
大 森 建 築 (株)	日野市新町 5 丁目 31-12	042-843-2858	建設業	日野地区第 2 支部所属
雨 宮 会 計 事 務 所	日野市大坂上 1 丁目 32-11 伊藤ビル 3 階	042-514-9310	会計事務所の経営	日野地区第 3 支部所属 (賛助会員)
(株) K & K	多摩市関戸 2 丁目 39-9 焼肉カジャ	042-401-8865	飲食店	多摩地区第 1 支部所属
(同) 8 Y 8	多摩市山王下 1 丁目 12-12 福満ビル304	080-3520-0299	建築設計	多摩地区第 5 支部所属
(株) B O W	多摩市落合 1 丁目 15-2 多摩センタートーセイビル 3 F	042-316-9095	国際人材紹介	多摩地区第 5 支部所属
本間総合法律事務所	多摩市鶴牧 1 丁目 24-1	042-401-9061	弁護士	多摩地区第 5 支部所属 (賛助会員)
wine time Gio	多摩市諏訪 1 丁目 1-1 D アジュール永山 B 1 F	050-8883-0134	ワインバー	多摩地区第 6 支部所属 (賛助会員)
(株) エ ア ー タ オ ル	多摩市中沢 2 丁目 3 ライオンズマンション多摩センター	046-281-9523	直営販売・修理含む	多摩地区第 7 支部所属
はぜやま行政書士事務所	多摩市落合 4 丁目 5-1-405	042-319-6490	行政書士	多摩地区第 7 支部所属 (賛助会員)
(株) ほ け ん b i z	稲城市矢野口 2405-3	03-5309-2808	保険代理人	稲城地区第 1 支部所属
(株) C - K n a c k s	稲城市東長沼 1286 内田マンション 205	042-401-7898	内装工事	稲城地区第 2 支部所属

編/集/後/記

冬になってまいりました。世の中はウィズコロナに移行しつつある様ですが、ウクライナ戦争・原油高・材料費高に記録的な円安等々によります物価高・電気・ガス代高騰…、が一般庶民を苦しめております。何かしら明るい見通しがほしいなぁと思います。そのような中、新しい税制として、消費税インボイス制度が令和 5 年 10 月より実施されます。日野法人会では、12 月 15 日に新設法人説明会/12 月 16 日には 12 月決算法人対象説明会にて、「消費税インボイス制度について」を日野税務署法人課税第 1 部門審理担当上席よりご説明頂く事になっております。正しい税制、スムーズな税務を広く、より多くの方にご理解頂けましたら幸いです。 広報委員 増田 裕

表紙紹介

枯露(ころ)柿のカーテン(甲州市 塩山) 「枯露柿のカーテン」を見るのは初めてという友を誘い、甲州市塩山への女二人旅を楽しんだ。この地で干し柿作りをしている知人が、ある年は暖冬のため殆どの柿をダメにしてしまったことがあると嘆いていた年もあり、今、目の前のオレンジ色に輝いている柿のカーテンの見事さに感動し豊作を喜び、甘い甘い干し柿を堪能した秋の一日でした。 写真提供 室屋 和代(日野市在住)

稲城の梨づくりは、江戸時代の元禄年間（1688～1704年）に、長沼村（現在の東長沼地区）の代官・増岡平右衛門と川島佐治右衛門の2人が山城の国（現在の京都府東南部）へ出かけたおり、「淡雪」という品種の梨の苗木を持ち帰って村に植えたのが始まりとされています。

その原木が明治22年まで植わっていた「清玉園」の門前に、「稲城梨唄」の石碑があります。

「稲城梨唄」は、稲城町押立に住み、ゴルフ場の運営会社の社長も務めていた作詞家の森川幸吉氏が、「大利根月夜」「チャンチキおけさ」などで知られた人気作曲家の長津義司氏とともに作った、稲城で初のご当地ソングです。

今から51年前の昭和46年（1971年）に、稲城が「市」になるのを記念した唄で、同時に作った「稲城繁盛節」とともに森川氏が自費でレコード500枚を製作し、稲城市に寄贈しました。それまで地区ごとに唄や音頭はあったものの、稲城全体が一つになれる唄がなかったことから、当時の森市長をはじめ皆大いに喜び、踊りの振りを付けて自治会や青年団などにレコードとともに行き渡らせたので、たちまち各地区の盆踊りなどで踊られる人気の曲となりました。



東長沼で代々梨園を続ける「清玉園」



「稲城梨唄」の石碑

♪さぁーさ召ませ稲城の梨を
水もしたたる恋の味
梨は熟れ頃 あの娘は見頃……♪
(稲城梨唄の一節)



「稲城梨唄」は、稲城市のwebサイトで聴くことができます（「稲城市 稲城梨唄」で検索）。ぜひ、昭和の風情と往時の活気に満ちた歌詞をお楽しみください。

取材協力・レコード寄贈：青木昭子さん（稲城市矢野口在住）

参考：「いなぎ新聞」昭和50年12月15日号



「稲城梨唄」のレコード
(カップリング曲は「稲城繁盛節」)